

(運営部会員)

- ・認知度の向上へ動かないといけないとされているが、実際にどんなことをすれば、地域の高齢者の方に地域包括支援センターについてわかってもらえて、あそこに行けば、相談にのってもらえて安心できるというように思ってもらえるか何か考えがあれば教えてもらいたい。

(地域包括支援センター)

→地域包括支援センターの認知度が低いというのは課題に感じており、それに対しては地道に例えば自治会、長生会、民生委員・児童委員タピオステーション等、いろんな所を回って案内をし続けていくということしかないと思う。昨年度からスーパーなど人が多く行くところにパンフレットを置いたりしているが、まだ足りないとは感じている。周知方法については引き続き検討が必要である。

案件③令和2年度の事業評価について

- 「事務局」が評価方法について説明。以後、部会長進行のもと、令和2年度の事業報告をもとに各事業ごとに評価実施
- 審議結果
 - ・最終評価
「良好」(最終評価点数39点/50点)
 - ・運営部会としての意見
目標数値に対しても積極的に取り組むようにすること。

案件④令和3年度の事業計画・収支予算計画について

- 「地域包括支援センター」説明
- 審議結果
 - ・以下の審議内容のとおり、質疑・意見があった。
- 審議内容

(運営部会員)

- ・令和2年は目に見えない感染拡大があつて、今年度はその経験を経て、今までしてこなかったこともしないといけない。感染や災害があつても止まらない事業計画が重要だと思う。国からのICTをより活用するよふにという流れがあるが、一方で高齢者を元気にしていくためにはやはり対面でないとなしいものもある。コロナの終息が難しいなかで、地域包括ケアシステムを見つめなおし、一から進んでいく年ではないかと思つている。いくつか挙げられている重点項目について、このような視点は盛り込まれているか。

(地域包括支援センター)

→今までと同じものではなく、感染症対策及びICTの活用が前提にあると思うが、重点項目のなかに入つている部分とそうではない部分がある。明文化はしていないが、ゴーグルの着用・換気・消毒といった感染対策は引き続き行うとともに、コロナの影響により取組みが止まらないよふにと考へている。

(運営部会員)

- ・地域包括支援センターの職員にコロナの感染者が出た場合のバックアップ体制はあるか。

(地域包括支援センター)

→専門職については執務室を分けて感染者が出た場合でも、社会福祉士・保健師(看護師)・主任ケアマネジャーの1チームが濃厚接触者に当たらず従事できるようにし

ている。

(運営部会員)

- ・地域包括支援センターはマスクやゴーグル・消毒により十分な対策をしていることがわかる。ただ、訪問先の利用者がマスクをしていないことがある。地域に出向くなかで、その相手先にもマスクをつけるよう誘導したり、マスクだけでは目の粘膜等リスクがあるので、ICTの活用の普及に今年度は力を入れてもらいたい。

(地域包括支援センター)

→ICTの活用についてはいい面悪い面もあり、使い方を誤れば個人情報に関する問題が発生するリスクはある。個人情報を含むなど大事なことは感染対策をしたうえで直接会って伝えて、地域で行う講座については、間隔を広くしてモニターを活用しながら行うなど工夫しながら行っていく。またその講座の冒頭等で感染症に対する正しい知識についても伝えていきたい。

案件⑤指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

- 「地域包括支援センター」説明
- 審議結果
 - ・委員全員の拍手により承認
 - ・質疑応答なし

案件⑥その他

○特になし

8. 審議会の情報	名称	【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】 地域包括支援センター運営部会
	根拠法令等	高齢者保健福祉推進委員会規則 地域包括支援センター運営部会設置要綱
	設置期間	平成28年7月4日～
	所掌事項	地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	10名以内
9. 担当課	介護保険課	